

## 令和5年第8回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年8月3日（木曜日） 14時50分～17時00分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 4番 飛高 聖悟 6番 伊藤 文士  
7番 竹中 裕子 8番 山田 美之 9番 田原 俊英 11番 波戸崎 孝  
12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜  
16番 塩月 吉伸 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯2区 清田 馨 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯5区 上杉 隆盛  
佐伯6区 亀山 悦男 佐伯9区 岩田隆生 弥生1区 一瀬 雄二郎  
弥生3区 藤原 映治 直川1区 曾根田 正弘 直川2区 橋迫 新五  
鶴見区 三又秀喜 米水津地区 坪矢 一義 蒲江2区 塩月邦彦

事務局：事務局長 橘 公展 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁 主事 小野 颯月

農政課：総括主幹 河合 和政 主事 木本 匠

### 議事日程

- (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第23号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）  
②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）  
③農用地利用促進計画（案）の意見聴取について（農政課）  
④非農地証明願について

務

（局長）

農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行の方をよろしくお願いたします。

（会長）

はい。

それでは議長の座を進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは本日の議事録署名人を指名します。

議事録の署名を2番、小野隆壽委員。

それから4番、日高聖悟委員にお願いします。

はい。

議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

（局長）

それでは議案書の2ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明をいたします。

農地法第三条。

件数は5件。

畑が5144.61平方メートル。

農地法第四条件数は6件。

田んぼが1272㎡畑が1189.61㎡合計2461.61平方メートル。

農地法第五条件数は6件、他が926㎡、畑が328平方メートル。

合計1254平方メートル。

総数の合計件数が17件。

合計面積が田んぼが2198㎡畑が6662点、22.2平方メートル総合計面積が、8860.2㎡以上を提案いたします審議のほどをよろしくお願ひいたします。

(会長)

事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第24号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたしますそれでは3ページの一から事務局の説明の後、永田推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(小野)

はい。

では住宅地の冊子1ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地はす農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は、譲受人1人で行うとのこと。

農地取得後は野菜と果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は13.9361アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

永田推進委員さんお願いします。

欠席かな。

それじゃ事務局。

推進委員さんの意見もあわせてお願いします。

欠席です。

(小野)

はい。

担当推進員さんからは、特に支障なしというふうな回答いただいております。

事務局からの説明は以上です。

特に支障なしであとは特に問題なし。

はい。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そしてまた、担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の2番についてですが、事務局の説明の後、上杉推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(小野)

はい。

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具を所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行っているとのことです。

農地取得後はサツマイモを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は76.038アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の表は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、上杉推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番についてですが、この議案につきましては8番委員が申請者の代理人となっておりますので8番委員は審議が終わるまで、退席をお願いします。

はい。

それでは事務局の説明のあと、亀山推進委員さんからの意見ををお願いします。

(小野)

住宅地区の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具が今後導入予定です。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹と花、木を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は14.63あるとなります。

譲受人は申請地の申請地の企画に家を買って農業する予定とのことです。

今後農業を行うということで申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、亀山推進委員さんをお願いします。

(亀山推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の3番について、これより意見、等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、3条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

それでは8番委員お入りください。

はい。

続きまして3条の4番についてですが、事務局の説明の後に三又推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地区の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地や農業振興地域内の農用地及び農地です。

譲受人は自己収益で果樹を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と母の2人で行う予定です。

農地取得後は野菜と果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は13.62アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、三又推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条4番について、これより意見を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

ありがとうございます。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、3条の5番についてです。

事務局の説明の後、塩月推進委員さんからの意見をお願いします。

(小野)

住宅地区の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機は所有しております。農業は譲受人 1 人で行う予定です。

農地取得後は粟を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 18.9214 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして塩月推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは 3 条の 5 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で農地法第 3 条の 5 件の審議を終わります。

続きまして 4 ページの議案第 25 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議案審議いたしま

す。まず、4 条の 1 番についてですが、事務局の説明の後、岩田推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

4 条の一番について説明いたします。

お配りしている地図の 6 ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内、農地の田です。

農地造成としての用途による申請です。

申請地は、低地に位置する農地のため、かさ上げを行い、田として利用する計画です。

造成後は、米、麦等を作付する計画です。

申請地では、1.0 メートルのかさ上げを行いますが、隣接に対しては安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1 両括弧 1、両(イ)の C の両括弧を農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、岩田推進委員さんお願いします。

(岩田推進委員)

はい。

申請者はですね多くの農地を所有し、ほとんどのところ、適切な管理をしているように見えますので、特に問題はないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは、4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして、4条の2番についてですが、事務局の説明の後、稗田推進委員の意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

4条の2番について説明いたします。

お配りしている地図の7ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

植林の用途による申請です。

申請地は茶畑として利用していますが、周辺の山林により日照時間が短く、畑としての利用が不向きとなってきたことから、杉を150本植林する計画です。

また、申請地の一部西側一筆の一部は、申請者が、平成元年から、杉を植林しているため、始末書を添付しての申請となっております。

なお申請地のうち一筆西側は、令和5年6月26日付で、農用地区域内農地から除外農振除外されています。

申請地の北側と東側河川、西側山林と林道南側市道と山林のため、日照通風の被害はないと思われま

す。

水利権はありません。  
許可基準は運用通知第2、1両括弧1の完了(イ)第二種農地の許可要件申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては、当該の申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に、該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、いいですか。

よろしいですか。

担当の推進委員さんからは、申請地の一部ですネズギが無断転用で植林されていますが、その他については確認したところ、日当たりも悪く、お茶の生育に適さない場所のため、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

大変申し訳ありません先ほどの4条の1番について、全員賛成ということで、許可相当としますというふうに私発言しましたが、許可としますに訂正させていただきます。

続きまして4条の3番についてですが、事務局の説明の後、坪矢推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

4条の3番について説明いたします。

お配りしている地図の8ページをご覧ください。

申請地は、米水津振興局から概ね300メートルの区域内にある第三種農地の畑です。

倉庫としての用途による申請です。

申請者の既存の倉庫は、老朽化により、台風被害が心配されるため、早急に建て替えを予定している状況です。

申請地は自宅と作業場に近く、道路に面しており、利便性もよいため、既存倉庫建て替えによる資材の一部、養殖網の倉庫用地として利用する計画です。

また、申請地は申請者が令和5年6月から土地造成を行っているため始末書を添付しての申請となっております。

なお、申請地は令和5年6月26日付で農用地区域内農地から除外農振除外がされています。

申請地では木造平屋建て、建築面積88㎡の倉庫を建築します。

造成工事は市道と同じ高さに表層同敷取り後、採石、敷き均しのみのため土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また雨水は自然浸透及び自然流下します。



水利権はありません。

許可基準は運用通知第 2、1 両括弧 1 エ、両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして坪矢推進委員さんをお願いします。

(坪矢推進委員)

はい。

本案件は土地造成を行っており、無断転用ではございますが、始末書も添付されており、現地に関しましては特に問題ございません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、無断転用であるけれども、始末書も添付されておりまして、現地については問題ないという意見でございますそれでは、4 条の 3 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたと思います。

4 条の 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして、4 条の 4 番についてですが、事務局の説明の後、上杉推進委員さんの意見ををお願いします。

(東木原)

はい。

4 条の 4 番について説明いたします。

お配りしている地区の 9 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

貸駐車場としての用途による申請です。

申請者の姉は、申請地近くに居住しており、住宅敷地内には駐車スペースがないため、隣接地へ申請地隣接の宅地の車庫を利用している状況です。

現在車庫の半分は物置として利用していますが、車庫の一部及び進入口、転回スペース並びに来客用駐車場 1 台分が必要なため、申請地を進入路及び駐車場として利用する計画です。

なお申請地は、申請者の親が、昭和 55 年から、車庫及び駐車場用地として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、上杉推進委員さんお願いします。

(上杉推進委員)

はい。

今事務局からお話があったように、もう駐車場としてそれから物置等として物が建っています。

これに対しては先ほど言われたように、始末書の方が一応添付されていますので、現地を確認して問題がなしという判断をしております。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そしてまた担当推進委員さんからも、追認案件で遺憾であるけれども、始末書も添付されておりまして正規の手続きを行っておれば許可なきやいけない農地がないとのことでございます。

それでは、4条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可するとします。

続きまして、4条の5番についてです。

事務局の説明など、亀山推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

4条5番について説明いたします。

お配りしている地図の10ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

車庫及び倉庫としての用途による申請です。

申請者が本宅の建て替えの際に、建て替え前の建物の一部を申請地に移築し、昭和51年頃から車庫及び倉庫、個人用の車2台、運搬資材一式として利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして亀山推進委員さんお願いします。

(亀山推進委員)

本件の申請が遅れておりますが、本人の始末書を添付しての追認申請でありますので。

問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明して担当推進委員さんからも、追認案件であるけれども始末書も添付されており、問題ないとの意見でございます。

それでは、4条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

賛成多数ということで許可とします。

続きまして、4条の6番についてですが、事務局の説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

4条の6番について説明いたします。

お配りしている地図の11ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の田です。

貸店舗の用途による申請です。

申請者の子は、現在、自宅で焼き菓子の加工販売を行っていますが、加工販売スペースが手狭となっている状況です。

そのため自宅前の申請地一筆の一部に、申請者が、店舗用地を造成し、ここに貸し付ける計画です。

申請地では、プレハブ建て建築面積14.74㎡の店舗及び駐車場を設置します。

造成工事は1.5メートル程度の盛土及び砂利敷きを行います。コンクリートブロック擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。

なお、市道との間の水路については、申請地周辺の田の用水路でしたが、田の耕作もなくなり、水路組合の開散、水路は廃止済みのため、水路の埋め立てについては問題なく、今後、佐伯市用地管理課建設課に必要な手続きを行います。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして曾根田推進委員さんお願いします。

(曾根田推進委員)

はい。

特に問題ありません。

以上です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局から説明して担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

4条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

以上で、農地法第4条6件の審議を終わります。

続きまして、6ページの議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず、5条の1番についてですが、事務局の説明の後、清田推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

5条の1番について説明いたします。

地図の12ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第三種農地の田です。

貸駐車場用地としての用途による申請です。

佐伯市が行う、鶴見処理区分処、マスガタ地区公共下水道整備事業の実施に伴い、工事区間内にある近隣住民の代替駐車場が必要となるため、借人である工事請負業者が、申請地を駐車場として整備して工事期間内、周辺住民に一時的に貸し付ける計画です。

申請地では、周辺住民用 14 台分の駐車スペースを設けます造成工事を行わず、敷鉄板時期のみのため土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

す。また雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 21 両括弧 1、両括弧 2 の第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明して担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは 5 条の 1 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして 5 条の 2 番についてですが、事務局の説明の後、一瀬推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

5 条の 2 番について説明いたします。

地区 13 ページをご覧ください。

申請地は、土地改良事業が行われた第 1 種農地の田です。

一般住宅及び進入路としての用途による申請です。

譲受人は子供が成長し、実家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。

なお、建築予定の住宅までには侵入路がないため、隣接する申請地を進入路として利用する計画です。

なお、申請地は、令和 5 年 6 月 26 日付で、農用地区域内農地から除外、農振除外されています。

申請地では、木造平屋建て、建築面積 143.26 平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われま

また、汚水排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は水路に放流します。

なお雨水は自然流下します水利権はありません。

許可基準は、運用通知第2、1の(1)の両括弧2のCの両括弧イ、第1種農地の許可基準の例外規定住宅その他申請に関わる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、一瀬推進委員さんお願いします。

(推進委員)

はい。

初めてですけども、報告書にあります通り、特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、5条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということということで許可とします。

続きまして5条の3番についてですが、担当推進委員さんが欠席のため、事務局の説明あと、推進者の意見も併せてお願いします。

(東木原)

はい。

5条の3番について説明いたします。

地図の14ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

宅地分譲用地としての用途による申請です。

譲受人が、申請地に隣接所有する土地、雑種地を宅地分譲用地2区画と駐車場として造成する中で、一区画の一部の用地が足りないため、申請地を分譲地の一部として造成する計画です。

申請地では、一区画の一部の分譲地として造成します。

造成工事は整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、周辺は、宅地、雑種地に囲まれておりその他については、特に支障もなく、問題ない旨の意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の4番についてですが、事務局の説明の後、亀山推進委員さんの意見をお願いいたします。

(東木原)

はい。

5条の4番について説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種の畑です。

宅地拡張としての用途による申請です。

借人が申請地を自宅増築用地増築部分の一部、15.08㎡及びには庭敷き、コンクリート舗装として、平成29年から利用しているため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。

新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第21の(1)の完了(イ)。

第二種の第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして亀山推進委員さんお願いします。

本件の申請も、遅れた物件でありまして、始末書を添付しての追認申請ですので、問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも追認案件であるけども始末書が添付されており、現地については問題ないとの意見がございました。

それでは5条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして5条の5番についてですが、事務局の説明の後、清田推進委員さんの意見をお願いします。

(東木原)

はい。

5条の5番について説明いたします。

地図の15ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

貸し駐車場用地としての用途による申請です。

申請地付近は、道も狭く、付近居住者は、複数台所有している車両の保管場所に、難儀している家庭が多々ある状況です。

申請地は道に平行して存在しており、2台分の駐車場駐車が可能であるため、申請地を整備して、周辺住民用の駐車場として利用する計画です。

なお、申請地は申請地を含む付近の土地に申請者の両親が昭和40年ごろから居住していた際、住宅庭として利用していたため、現在は住宅を取り壊して、そのあとは更地となっているため、始末書を添付しての申請となっております。

申請地では、周辺住民を2台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は盛土行わず、クラッシュラン敷のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透、隣接側溝に自然流下します。

水利権はありません。

許可基準は第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

ここは家が建ってたんですけど、庭として、一部田んぼが残って、以前、現地確認で1回見に行ったこ



とがあります。

一応、始末書が付けての申請ということで問題ないと思います。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、5条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可相当とします。

続きまして5条の6番についてですが、事務局の説明の後、市原推進委員さん、見えてないですね、市原推進委員さんの意見も事務局合わせてしてください。

(東木原)

はい。

5条の6番について説明いたします。

地図の16ページをご覧ください。

申請地は佐伯市弥生振興局から概ね300メートルの区域内にある第三種農地の畑です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は、申請地隣接の宅地に居住しており、自宅敷地内の駐車スペースが狭小で転回スペースもないため市道に水路を挟んで接する申請地を、個人を駐車場として利用する計画です。

申請地では、個人用駐車場1台分のスペースを設けます。

造成工事は整地を行い、コンクリート舗装または砂利敷きのみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われれます。

雨水は、自然流下します。

また、境界隣接の宅地との境界の擁壁の取り壊し、そのあと切戸スロープ施工及び市道側の水路側溝に水路側溝には蓋を行います。

なお、侵入口の水道、水路、側溝の蓋設置については、佐伯市用地管理課に専用許可申請を手続きを今行っているところでございます。

水利権はありません。

許可基準は、第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

以上で、農地法第五条の6件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第24号農地法第3条の5件につきましては、許可したいと思います。

議案第26号、25号、農地法第4条の6件と、議案第26号農地法第5条の6件につきましては、許可したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を。

15時35分といたしたいと思います。

40分までです。40分まででしょうか。

はい。

(会長)

それでは再開したいと思います。

それではただいまよりその他の議案、農用地利用集積計画案についてを議題といたします。

それでは農政課、説明をお願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを、農用地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

座って失礼いたします。

今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定における案件は、全19件となっております。

お手元の農用地利用集積計画案をご覧ください。

表紙裏の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間5年が5筆で5432平方メートル。

契約期間6年が4筆で4619平方メートル。

契約期間10年が9筆で5553平方メートル。

契約期間18年と7ヶ月が1筆で442平方メートル。

これらを合計しますと、19筆で1万6046平方メートルとなっております。

なお、各契約の詳細につきましては次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、利用権の設定等を受けるものが公社となっているにつきましては、農地中間管理事業としておりますので、後程、農地を促進計画案にてご説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をお願いいたします挙手をもってお願いします。

はい。

それではただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、利用権設定の推進についてということで、農政課、説明してください。

(農政課)

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する要件の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来者分については該当する推進委員の方へリストを渡しておりますので、相談等を受けた場合はご助言のほどよろしくをお願いいたします。

今回の利用権設定用紙の、提出締め切りは 8 月 15 日の火曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局の方になりますので、ご助言のほどよろしくをお願いいたします。

設定の用紙が必要な場合にはお届けいたしますので、またご連絡をいただきますようよろしくをお願いいたします。

以上となります。

(会長)

はい。

今月の締め切りは 8 月 15 日火曜日になっておりますのでよろしく申し上げます。

続きまして農用地利用配分計画案について、農政課より説明をお願いします。

農地利用集積計画案ですね。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくをお願いいたします。

座って説明させていただきます。

(会長)

農地、農用地利用集積計画案は入って入ってない。  
ほら、本当にこれをダブって一緒に入ってるんだなこれ。

(天野)

はいそれでは非農地証明願について説明をしたいと思います。  
それでは非農地証明願 1 番の説明をします。  
申請地の調査は 7 月 18 日に、現農業委員の笠村委員と事務局二名で実施しました。  
申請地は佐伯市大字海崎の一筆です。  
申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。  
本申請地は、所有者が農地法の知識がなく、隣地の所有者が住宅を建築した際に進入路がなかったため、この土地を利用し、進入路及び駐車場として貸し利用しております。  
現況は、スクリーンに映し出している通りの住宅の進入路として利用されており、この土地を農地に復元するのは困難な状況です。  
よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。  
審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

続きまして笠村推進委員さんお願いします。

(会長)

ごめん。  
そうだね。

(笠村推進委員)

本当に問題ないと思います。

(会長)

ごめんなさいね。  
はい。  
はい。  
笠村農業委員さんでございました。  
ちょっと待ってくださいよ。  
ただいま事務局 1 番の非農地証明願の説明、そして笠村委員さんから、特に問題なしとの意見がございました。  
これより意見等を求めたいと思います。  
どなたかございましたら挙手をもってお願いします。  
はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、2番についてです。

事務局の説明の後、清田推進委員さんからの意見をお願いします。

(天野)

はい。

それでは非農地証明願2番の説明をします。

申請地の調査は7月25日に担当区の清田推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市大字鶴望の2筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、数十年にわたり、耕作者がおらず、現所有者が平成22年に相続していますが、現に山林化しており、今回の申請に至っております。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

続きまして清田推進委員さんお願いします。

(清田推進委員)

問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとう。

ただいま事務局より、2番の非農地証明願の説明及び、推進委員さんから特に問題なしという意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして3番についてですが、事務局の説明の後、橋迫推進委員さんからの意見をお願いします。

(天野)

はい。

それでは非農地証明願 3 番の説明をします。

申請地の調査は 7 月 25 日に担当区の橋迫推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市直川大字下直見の 1 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が農地法の知識がなかったため、事業の資材置き場及び進入路として、平成 10 年頃から現在まで利用してきました。

今回、現所有者がこの土地を売買するにあたり、この土地が畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。

ご審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

続きまして橋迫推進委員さんお願いします。

(橋迫推進委員)

はい。

事務局の説明の通り、農地に復元するのは無理なようにあります。

そういうことで問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より、3 番の証明願の説明及び推進委員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思いますそれでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして 4 番についてです。

事務局の説明の後、坂本推進委員さんからの意見をお願いいたします。

はい。

坂本推進委員さん帰ったのかな。

おらんな。

はい。

それでは事務局、一緒に合わせてお願いします。

(天野)

はい。

それでは非農地証明願 4 番の説明をします。

申請地の調査は 7 月 25 日に担当区の坂本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市、上浦、大字にいなめ浦の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が農地法の知識がなかったため、車庫敷地用地として、平成 5 年より利用してきました。

現所有者が平成 17 年に相続していますが、今回この土地を売買するにあたり、この土地が畑であることが判明したための申請になります。

現況はスクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば、困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

ただいま事務局より、4 番の日の証明願の説明及び推進委員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまめたいと思いますそれでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、5 番についてです。

事務局説明の後、亀山推進委員さんからの意見をお願いします。

いや、あわせて事務局お願いします。

(天野)

はい、それでは亀山推進委員がいないということですが、非農地の証明願 5 番の説明をします。

申請地の調査は 7 月 25 日に担当区の亀山推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市大字狩生の 1 筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、全所有者が農地法の知識がなかったため、車庫敷地用地として、平成 2 年より利用しています。

現所有者が、平成2年に相続していますが、この土地が畑であることに気づかずに、現在に至っております。

今回、分筆登記をする際に、この土地が農地であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば困難な状況であると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

はい。

ただいま事務局より、5番の非農地証明願の説明、そして担当推進員さんからの、特に問題なしという意見がございました。

これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思いますそれでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の5件につきましては、承認したいと思います。

これにて、すいません。

今度また戻ってですね、農政課の方の、農地利用集積等促進計画案についての説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

たびたびすいません。

よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、(案)に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和5年10月1日開始分の12件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で、登記地目田、一筆2684平米。

契約期間6年のもの、新規で登記地目田4筆、4619平米。

契約期間10年のもの、新規で登記地目田6筆、4292平米。

契約期間18年7月のもの、新規で登記地目畑、1筆442平米。

以上合計12筆、面積が1万2037平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調査を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。



(会長)

ただいま、農政課より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見がございましたら挙手をもってお願いします。

意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで農用地利用集積等促進計画案についての意見は特になしということにします。

はい。

農政課、ご苦労さまでした。

これにてすべての議案が終了いたしましたそれでは閉会の言葉を副会長。

はい。

お願いします。

(副会長)

これをもちまして令和5年第8回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(17時00分閉会)